

## 外小破と立量

——とくに「成唯識論述記」を中心として——

根 無 一 力

「成唯識論」外小破段は、「述記」を参照すればその大部分が立量破であることがわかる。藏俊の「因明大疏抄」には「今、広百・唯識を見るに皆立量破の文有り」とあり、首肯できよう。そこで、本稿では、「述記」の解釈にしたがい、外小破段で三〇〇ほどある立量破はいったい三十三の過失（宗九・因一四・喩一〇）のうち何に相当するのかわかるという点に焦点を絞って検討を加え、さらに、「三箇疏」等を参照しながら「述記」の外小破段解釈の特徴、および「因明入正理論疏」（以下「大疏」と略す）の所説との関係を中心にさぐってみたい。

まず、慈恩の「大疏」によると、相手の過失を破斥するのは能破に属することはいくらまでもないが、この能破については二者能破。敵中<sup>二</sup>過量<sup>一</sup>善斥<sup>三</sup>其非<sup>四</sup>。或妙徴<sup>レ</sup>宗<sup>五</sup>。故名<sup>二</sup>能破<sup>一</sup>。此有<sup>二</sup>一顯<sup>三</sup>他過<sup>一</sup>。他立<sup>レ</sup>不成<sup>二</sup>。二立<sup>レ</sup>量非<sup>一</sup>他<sup>三</sup>。他宗<sup>レ</sup>不立<sup>一</sup>。とある。慈恩は能破についてこのように顯過破と立量破の二

類をあげている。ところが、この二類と三十三過の関係について慈恩はふれていない。善珠の「明燈抄」に至っても明確でない。平安・鎌倉期の註釈にもみられないようである。ところが、江戸末期の因明学者である雲英晃耀の「因明三十三過本作法講義」によると、「顯過破にして立量破に非ざるものあり。謂く三十三過中に於いて今の比量相違と違決（相違決定）と四相違との六過を除きて余の二十七過なり。」とい、比量相違と違決と四種相違が立量破であることを述べている。このように、慈恩や善珠の段階では明確には記していないが、雲英師のいうように六種の過失を立量破とすることができよう。これは、「大疏」にみられるように敵者側に量を立てて立者の過失を表すという点を、三十三の過失の一々について分析すれば明らかとなる。

さて、そこで上記六種の過失に関する慈恩の解釈をみると、つぎの如くである。

比量相違——比量体謂証敵者藉立論者能立衆相而觀義智。宗因相順他智順生。宗既違因他智返起。故所立宗名比量相違。

相違決定——具三相因（立・敵）各自決定成相違之宗。名相違決定。

相違因——謂兩宗相返。此之四過不改他因能令立者宗成相違。与相違法而為因故名相違因。

これら三者の關係について、慈恩は「問う、相違決定と比量相違と何の差別かあるや。答う、彼（比量相違）は宗が因に違す。此（相違決定）は因が宗に相違す。」という。慧沼の「因明義断」によると、「比量相違は前（立者）邪後（敵者）正、相違決定は前後俱邪なり」とある。また、比量相違に關していえば、我が国において、慧晃の「三十三過本作法纂解」に三伝がいわれる。そこでは前宗後因説が元興寺賢徳伝として正義とされている。これにたいし、三修は前因後宗説をとり異説として扱われている。また、仲算の「同学記」でも三伝がいわれているが、いずれが正義であるのかは示していない。この三修伝とされる説は仲算によると「一云。不待敵者能違比量立者自己比量因云比量相違」とある。つまり、敵者に関係なく立者のみで語るわけである。また、第三伝は一・二の併合である。このように「大疏」が「入正理論」の比量相違を解釈した時点では、むしろ仲算の

外小破と立量（根 無）

第一解（三修伝）をとっていたのではないかとおもわれる。ただし、これについては問題が多く、本稿においても、この比量相違を中心に慈恩の量の問題をとりあげることにし、相違因・違決は別の機会にゆずりたい。ともあれ、「成唯識論」の立量破は具体的には比量相違と四種の相違因と相違決定に限られることがわかるのである。ただし、「三箇疏」等では立量破のみならず顕過破もしばしば用いられているが、「述記」には「成論」の量に過失名をほとんど挙げない。ただ、自比量と他比量に關しては詳しい解釈を加えている点のみがせまい。

さて、立量破の正しい形式は似能立（所違）を述べ、それ<sup>⑩</sup>にたいする能破（能違）を立てることにある。この場合、過失名を挙げることは条件となるかは明確でない。ところが、慈恩によると「成論」の立量破を大きくつぎの二つの形式でとらえている。つまり、一に、似能立（所違）を具体的に挙げずに能破をおこなう。二に、似能立を挙げ、能破をたてる。この他、いずれとも判断しにくいものも多い。ただし、過失名を挙げることはほとんどなく、「三箇疏」を俟って過失名がわかる場合が多い。

そこで、一の形式の例を見るとつぎのごとくであろう。たとえば數論の大等を破斥する段で立量破を行い

おいて「成論」は

復如何知。諸有為相異色心等有実自性。契經說故如契經說。有三有為之有為相乃至広説。此經不説異色心等有実自性。為証不成。非第六声便表異体色心之体即色心故。

といい、「述記」には小乗の説を似能立として立量する。つまり、「宗」之有為相言別有体。「因」有第六転言一故。

「論」如天授之衣。祠授之鉢等」といい、これには不定の失があると顕過破を記している。ここでいう不定とは因の過失で同品定有性・異品遍無性のいずれかを欠く過失をいい、この場合は異品遍無性を欠く点を指摘したわけである。したがって、宗の過失としては「了義燈」がいうように比量相違があるとするのが正しい。ただし、慧沼は因に有法自相相違因の過失もあると指摘している。「述記」によって比量相違（能違）を示せば

宗 有為相の言は定んで別に体有るに非ず

因 第六転の言有るを以ての故に

論 地の堅等の如し

といふ。この場合、因が立敵等しいので、慧沼がいうように相違因ともとれるが、前宗が後因に返じている比量相違（賢庇伝）といえる。

つぎに、具体的に立者側の量すなわち似能立を示している第二の例で、しかも複雑な構造をもつ例を挙げてみる。たと

宗 大等の諸法は仮にして実に非ざるべし

因 多の事を以て成ずと許すが故に

論 軍林等の如し

といふ。つまり、最初に数論側の量を立てずに直接能破のみを示しているわけである。したがって、「述記」や「三箇疏」等で指摘がないかぎり逆にこの所違を比量相違とも相違因とも違決ともとることができる。なぜならば、外道小乗の似能立を理論的に想定することが可能であるからである。「即蘊等の我三種」・「小乗の不相応行法」など「成論」の大半はこのような形式になっており、外小の量を暗示させている。

また、小乗の名句文身を破す段においても「述記」は「成論」の文を立量とみて破斥する。つまり宗因論に配当し

宗 汝が諸説の實の名句等の如きは實の能詮に非ざるべし

因 汝声に異して実体有りと許すが故に

論 色香等の如し

と立量破を示すが所違は示されていない。ただし、これについては「枢要」が比量相違と記している<sup>(註)</sup>ので、小乗の名句文身の似能立を「宗」名句文身等は實の能詮あり。「因」經に仏得希有名句文身とある故に。「論」色香等の如し。」として予想することが可能なのである。

つぎに、第二の例をみてみよう。小乗の有為相を破す段に

えば無漸外道の計を破す段では、似能立として「〔宗〕我は其の体は常なりと雖而も量は不成なり。〔因〕身の大小に随つて卷舒有るが故に」と立てている。これたいてして「成論」の立量破は「述記」によって五量として記される。その前四量をみれば

- ① 宗 汝が所執の我は舒卷すること無かるべし  
因 常住と計するが故に  
    喩 太虚空の如し
- ② 宗 汝が所執の我は常住に非ざるべし  
因 卷舒すると許が故に  
    喩 橐籥風の如し
- ③ 宗 汝が我は応に分析すべし  
因 卷舒ありと許すが故に  
    喩 橐風の如し
- ④ 宗 汝が我は実は一に非ざるべし  
因 析すべきを以ての故に  
    喩 瓶盆等の如し

となる。この中①の量について、立者・敵者の宗・因を先の「大疏」の定義によって比べれば、相違因でないことがわかる。ところが、比量相違の正義である前宗後因でもない。そこで、三修伝をこれに対応させてみる。つまり、「宗が既に因に違するをもって他智が返じて起こる」という「大疏」

外小破と立量（根 無）

を、立者側の量のみについて言うとかんがえてもよいわけがある。そうすれば、敵者側の量の宗因には無関係に比量相違と呼ぶことも可能なわけである。ただし、賢応の解釈にしたがえば①は違決となるが、「義断」にいうように前後俱邪ならば仏教側も邪となる。すると、やはり比量相違に収めねばならないであろう。しかし、「述記」でみる立量破はこの形式が多く、慈恩の比量相違解釈に問題を残していることも事実であろう。また、②の因は立者の因がそのままであるから、法自相相違因といえる。また④のように③で立てた宗を因に用いる場合は、立者・敵者の量の関係が明瞭でない。したがって、単純に三十三過に分配することは困難である。

さて、第二の例で、とくに「三箇疏」に具体的に過失の名が示されているものについてみてみることにする。はじめに「成論」でとりあげられる最初の量である数論・勝論の実我説について論じることにする。「成論」には彼等の説として「我は体常なり、周遍せり、量虚空に同なり。処に随つて業を造り、苦楽を受くるが故に」とある。「述記」によればこれに三義があるが、破斥という点をかんがえれば二義とする方が勝れているという。つまり、二義説の量および量破を所違・能違として示せば

所違 — 宗 我は常なり（第一量）、我は遍なり（第二量）  
因 処に随つて業を造り、苦楽を受くるが故に

「喻 量虚空に同なるが如し」

宗 汝が所執の我は身に随って苦樂を受けざるべし

能違

因 常と許すが故に（第一量）、遍と許すが故に（第二量）

喻 汝が虚空の如し

となり、対応していることがわかる。しかし、所違と能違の宗・因を比べれば、これも先と同様、比量相違の三修伝に収めなければならぬであろう。この外道側に立って量を立てることについては慈恩もかなり苦心したようで、「枢要」には別の量を示し破斥が試みられている。すなわち、「成論」の文を少しく変えて教論・勝論の我説を立てているのである。つまり三量をもって

宗 我我性は是れ常なり

因 初後なしと許すが故に

喻 虚空の如し

宗 我体は周遍なり

因 常住と許すが故に

喻 虚空の如し

宗 我体は常遍なり

因 身に随って業を造り苦樂を受くと許すが故に

喻 大虚空の如し

という。「枢要」は初量に有法差別相違過があり、第二量に

法差別相違の過があり、第三量は因に随一不成、不共不定ありという。顕過破のみのものもあるが、前記の量破よりは因明釈として具体性をもっているといえよう。「了義燈」にはさらに別釈を加えている。

つぎの例は勝論の「別して大有等の性を破す」段である。

ここでは四量をもって大有を破している。勝論所説の大有については「成論」には量をもって記されていないが、「述記」によると「彼れ計すらく実等の有法の他に別に一の大有の性有って能く諸法を有ならしむ。法若し此れ無くんば則ち体有るに非ざること亀毛の如し」とある。これが勝論が立てた説で仏教からみれば似能立にあたるわけである。立量破の所違と能違を示せば

宗 実等の有法の他に別に一の大有の性有って能く諸法を有ならしむ

因 法若し此れ無くんば則ち体有るに非ず

喻 亀毛の如し

宗 彼の宗の所執の大有性は実等の八句に離れて他に別の自性無かるべし

因 汝が宗に是れ非無の法なりと許すが故に

喻 実等の如し

能違

因 汝が宗に是れ非無の法なりと許すが故に

喻 実等の如し

となる。この量は「新導本」・「国訳」とも「枢要」によって

比量相違としているが、「枢要」は因の過失として法自相相違因をも挙げている。ただし、戒定の「成唯識論戒定鈔」には「冠裏書に比量相違を作るとは、基公の比量相違にして正しい因明には非ず」と指摘している。

以上、「述記」は不定因等の顕過破の指摘はわずかながらも記している。しかし、大半は「成論」の文を直接能破としてとらえ、立量破として組織しているだけで過失の名称を挙げていない。これにたいし、「枢要」や「了義燈」では具体的に量破の名称を示す場合が多い。このことから「述記」には「成論」外小破段解釈にあたり文にしたがって明確な量を構成する必要が存したとおもわれる。いわば因明の具体的な応用といえよう。その例が比量相違であろう。しかし、「三箇疏」ではむしろ「述記」の補足という面が強いだけに、「大疏」等の論義を巧みに用い因明学的な解釈を逐次試みるわけである。

- 1 大 68・443 b.
- 2 大 44・93 b.
- 3 二八丁左。
- 4 順に 114 c、126 a、172 c、128 a。
- 5 大 44・127 a。
- 6 大 44・151 c。
- 7 刊本上卷一七丁右、左。
- 8 統豊全 11・398 a、b。

外小破と立量(根 無)

- 9 大 43・245 b あたり。
- 10 大 44・142 a、b。
- 11 大 43・286 b。
- 12 大 43・286 b。
- 13 大 43・625 c。
- 14 大 31・5 c。
- 15 大 43・284 a。
- 16 大 43・708 a。
- 17 大 43・784 a。
- 18 大 31・1 b。
- 19 大 43・246 b。
- 20 大 31・1 b。
- 21 大 43・244 c、245 b。
- 22 大 43・621 a、b。
- 23 大 43・681 b。
- 24 大 43・259 c。
- 25 大 43・259 c。
- 26 大 43・622 c。
- 27 豊全 14・14 a。

(龍谷大学講師)